

## 東日本大震災への対応について

東日本大震災により被害を受けられた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。  
当社は、今後も迅速な保険金等のお支払いとともに、復興支援にも努めてまいります。

## 被害を受けられたお客さまのご契約について

契約者保護の観点から以下の取り扱いを実施しました。

- (1) 保険料払込猶予期間の延長
- (2) 保険金支払い・契約者貸付の簡易迅速な取り扱い
- (3) 保険金・給付金等のお支払いの特別対応
- (4) 新規の契約者貸付への特別金利の適用(利息の減免)
- (5) 契約の失効に関する特別措置
- (6) 入院給付金のご請求についての特別対応

## その他の取り組み

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループが東日本大震災の復興支援として行った田植え・稻刈りボランティア活動に参加しました。この活動は、稲作りの農作業をお手伝いすることで、復興支援を継続的に行っていくことを目的としています。
  - (2) 当社は、電力供給不足への対応として、使用電力削減(節電)の取り組みを逐年で行っています。特に夏期・冬期は取り組みを強化しており、執務室照明は50%の消灯、空調設定温度は冷房28℃・暖房19℃、クールビズ・ウォームビズの励行などを実施しています。
  - (3) 当社は、役職員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社が寄付を行う「ハートポイント制度」において、2012年度の活動分を東日本大震災の復興支援に役立つ活動に寄付しました。
- また、被災地の名産品を購入するなど、その他の復興支援につながる取り組みも行っています。

## 代表的な経営指標

代表的な経営指標について、2012年度の状況は以下のとおりです。  
なお、本項目においては、注釈がない限り、2011年度の数値は、2011年4月～9月までの旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社の業績の合算値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～2012年3月の数値を合算して記載しています。  
また、2010年度以前の数値は、上記合併前2社の業績の合算値を記載しています。

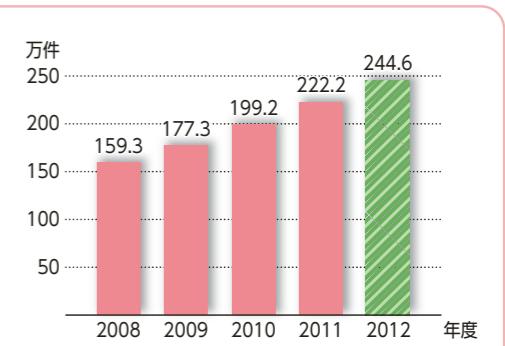
### お客さまの数(保有契約件数)

# 244.6

万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2012年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2011年度末の222.2万件から10.1%増加し、244.6万件になりました。

#### 【お客さまの数の推移】



### 保有契約高

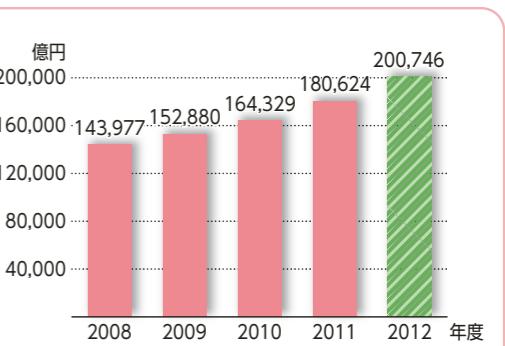
# 20746

兆 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。)

当社の2012年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2011年度末の18兆624億円に比べ11.1%増加し、20兆746億円となりました。  
団体保険を含む保有契約高は、25兆2,402億円となりました。

#### 【保有契約高の推移】



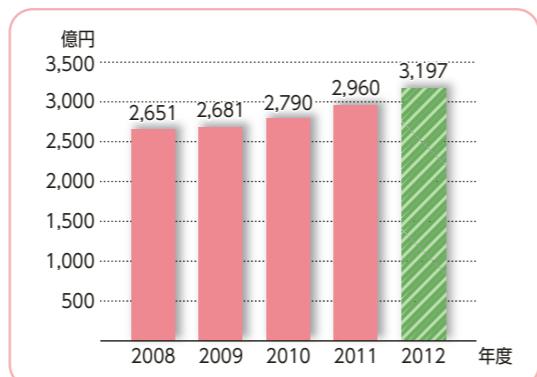
## 保有契約年換算保険料

**3,197**

億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2012年度末の保有契約年換算保険料は、2011年度末の2,960億円から8.0%増加し、3,197億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



## 基礎利益と経常利益

**58**

基礎利益 億円

**74**

経常利益 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。  
保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。  
なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。  
(詳細については、113ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照ください。)

経常利益  
74億円

$$= \text{基礎利益} + \text{キャピタル損益} + \text{臨時損益}$$

$$58\text{億円} \quad 36\text{億円} \quad \triangle 20\text{億円}$$

## 当期純損益

**4**

億円

合併関連費用等を計上した2011年度に比べ118億円増加の4億円の当期純利益となりました。

## 資本金

**355**

億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2012年度末の資本金の額は、355億円です。

## 総資産

**2兆4,362**

億円

2011年度末の2兆1,366億円から14.0%増加し、2012年度末の総資産は、2兆4,362億円です。

## 有価証券残高

**2兆1,026**

億円

総資産に占める有価証券残高の比率は86.3%です。有価証券残高のうち97.1%にあたる2兆407億円を国債・地方債・社債で運用しています。(135ページに「VI.4. (1)①口.当社の運用方針」、142ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。)

## 貸付金残高

**476**

億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.0%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものはありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(108ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。)

## 責任準備金残高

**2194**  
兆 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

## 当社の格付け(2013年7月1日現在)

**A+**  
**AA-**

スタンダード&プアーズ(S&P)  
保険財務力格付け

格付投資情報センター (R&I)  
保険金支払能力格付け

## 逆ざやの状況

**「逆ざや」状態ではありません。**

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。

この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といいます。

逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{\ast 1} - \text{平均予定利率}^{\ast 2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{\ast 3}$$

<sup>\ast 1</sup>「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息線入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

<sup>\ast 2</sup> 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

<sup>\ast 3</sup> 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方で算出します。

$$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

## ソルベンシー・マージン比率

**1,309.8**  
%

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。(109ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2011年度	2012年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	223,803	267,498
リスクの合計額(B)	36,904	40,845
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,212.8%	1,309.8%

## 2012年度末ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー

## (1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

当社では従来よりEVを開示していますが、2011年度末の開示より、ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)(注1)に準拠したEV(以下「EEV」といいます)を開示しています。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に、2004年5月に制定されたものです。

## (2) 2012年度末EEV

	2011年度末	2012年度末	増減
EEV	5,119	4,964	△154
純資産価値	1,443	1,989	545
保有契約価値	3,675	2,974	△700
うち新契約価値 <sup>(注1)</sup>	209	87	△121

(注1)「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

	2011年度末	2012年度末	増減
純資産価値	1,443	1,989	545
純資産の部合計 <sup>(注2)</sup>	630	635	4
危険準備金	197	218	20
価格変動準備金	29	34	4
配当準備金中の未割当額	2	2	0
一般貸倒引当金	0	0	0
有価証券等の含み損益	903	1,658	755
貸付金の含み損益	42	43	1
退職給付の未積立債務	△1	△1	△0
上記項目に係る税効果	△360	△601	△240

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生ずる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

	2011年度末	2012年度末	増減
保有契約価値	3,675	2,974	△700
確実性等価将来利益現価	5,025	4,558	△467
オプションと保証の時間価値	△748	△1,037	△288
必要資本維持のための費用	△111	△109	2
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△489	△436	52

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のこと、オペレーションナル・リスクに係る費用等となります。

## (3) 主要な前提条件

### 経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時点の国債利回りを使用しています。

### 【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
2012年度末	0.069%	0.049%	0.076%	0.102%	0.148%	0.557%	1.112%
2011年度末	0.104%	0.123%	0.173%	0.250%	0.332%	1.050%	1.600%
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
2012年度末	1.566%	1.631%	1.678%	1.723%	1.758%	1.784%	1.806%
2011年度末	1.914%	1.998%	2.106%	2.201%	2.272%	2.328%	2.372%

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

### 非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

## (4) 前年度末からの変動要因

(注) (単位:億円)

	純資産価値	保有契約価値	EEV
2011年度末(前年度末) EEV	1,443	3,675	5,119
①当年度新契約価値	△316	403	87
②期待収益(リスクフリーレート分)	0	81	81
③期待収益(超過収益分)	0	7	7
④保有契約価値から純資産価値への移転	90	△90	—
⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異	25	3	29
⑥前提条件(非経済前提)の変更	0	2	2
⑦前提条件(経済前提)と実績の差異	744	△991	△247
⑧その他事業関係の変動	0	△80	△80
⑨その他事業外の変動	0	△36	△36
2012年度末(当年度末) EEV	1,989	2,974	4,964

### ①当年度新契約価値

新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したもので、新契約価値には、後述する改正消費税法の影響が反映されています。

### ②期待収益(リスクフリーレート分)

市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。

### ③期待収益(超過収益分)

市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提は全ての資産についてリスクフリーレートとしていますが、実際はリスク性資

産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。

#### ④保有契約価値から純資産価値への移転

前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。

#### ⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。

#### ⑥前提条件(非経済前提)の変更

当年度末の保有契約価値の計算に用いる前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2013年度)以降の収支が変化することによる影響額です。

#### ⑦前提条件(経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。

#### ⑧その他事業関係の変動

上記の項目以外の事業関係の変動による影響額です。なお、この項目にはモデルの変更による影響も含みます。

#### ⑨その他事業外の変動

当年度末のEEV計算において、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)(以下「改正消費税法」という)を反映したことによる影響額です。新契約価値の計算に反映された改正消費税法の影響は含まれていません。

### (5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

前提条件	EEV	増減額
2012年度末EEV	4,964	—
感応度1:リスクフリーレート50bp 上昇	5,271	307
感応度2:リスクフリーレート50bp 低下	4,703	△260
感応度3:株式・不動産価値10%下落	4,963	△1
感応度4:経費率(維持費) 10%減少	5,107	143
感応度5:解約・失効率10%減少	4,999	35
感応度6:保険事故発生率(死亡保険) 5%低下	5,166	202
感応度7:保険事故発生率(年金保険) 5%低下	4,963	△0
感応度8:株式・不動産のインプライド・ボラティリティ 25%上昇	4,964	0
感応度9:金利スワップションのインプライド・ボラティリティ 25%上昇	4,680	△283
感応度10:必要資本を法定最低水準に変更	5,046	82

### (6) ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、充分な注意を払っていただく必要があります。

### (7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ています。

意見書については、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp/>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

### 直近5事業年度の推移

#### [2社合算ベース]

(単位:億円)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保有契約件数 <sup>(注1)</sup>	159.3万件	177.3万件	199.2万件	222.2万件	244.6万件
保有契約高 <sup>(注1)</sup>	143,977	152,880	164,329	180,624	200,746
保有契約年換算保険料 <sup>(注1)</sup>	2,651	2,681	2,790	2,960	3,197
経常利益又は経常損失(△)	62	81	△10	18	74
基礎利益	72	96	△2	41	58
当期純利益又は当期純損失(△)	8	13	△71	△113	4
資本金	655	655	655	(注2) 355	355
総資産	14,959	16,163	17,897	21,366	24,362
有価証券残高	14,013	15,157	16,374	18,482	21,026
貸付金残高	400	434	446	463	476
責任準備金残高	13,766	14,911	16,358	18,125	20,194
スタンダード&プアーズ(S&P)				A+	A+
格付け <sup>(注3)</sup>	旧三井住友海上きらめき生命	AA	AA-	AA-	—
	格付投資情報センター(R&I)			AA-	AA-
	旧三井住友海上きらめき生命	AA	AA	AA	—
	旧あいおい生命	A+	AA	AA	—
逆ざや額	—	—	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率 <sup>(注4)</sup>				1,212.8%	1,309.8%
	旧三井住友海上きらめき生命	2,069.1%	2,129.7%	2,127.0%	—
	—	—	(1,276.8%)	—	—
	旧あいおい生命	2,040.6%	1,994.3%	1,954.1%	—
	—	—	(1,465.2%)	—	—
伝統的手法によるエンベディッド・バリュー(TEV)	2,810	3,031	3,264	—	—
ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー(EEV) <sup>(注5)</sup>	—	—	4,619	5,119	4,964

(注1)保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2)2011年度末の資本金は、合併に伴い旧あいおい生命の資本金を「その他資本剰余金」として受け入れたことにより減少。

(注3)格付けは各年度末時点。旧あいおい生命は格付投資情報センターのみ。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注4)ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされているため、2008～2010年度、2011～2012年度はそれぞれ異なる基準によって算出。

なお、2010年度末の( )は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値。

(注5)EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリューの数値(2011年度決算よりこの基準で開示)。

なお、2010年度はEEV原則に基づき再計算した数値。

## 【法定ベース】

(単位:億円)

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
保有契約件数 <sup>(注1)</sup>	107.5万件	119.9万件	135.2万件	222.2万件	244.6万件
保有契約高 <sup>(注1)</sup>	90,308	94,447	101,381	180,624	200,746
保有契約年換算保険料 <sup>(注1)</sup>	1,943	1,945	2,024	2,960	3,197
経常利益又は経常損失(△)	23	27	△32	26	74
基礎利益	22	32	△23	49	58
当期純利益又は当期純損失(△)	0	0	△53	△89	4
資本金	355	355	355	355	355
総資産	10,751	11,483	12,424	21,366	24,362
有価証券残高	10,137	10,830	11,637	18,482	21,026
貸付金残高	287	308	317	463	476
責任準備金残高	9,981	10,683	11,621	18,125	20,194
格付け (注2)	スタンダード&プアーズ(S&P) AA	AA-	AA-	A+	A+
格付投資情報センター(R&I)	AA	AA	AA	AA-	AA-
逆ざや額	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率 <sup>(注3)</sup>	2,069.1%	2,129.7%	2,127.0%	1,212.8%	1,309.8%
	-	-	(1,276.8%)	-	-

(注1)保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2)格付けは各年度末時点。スタンダード&amp;プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注3)ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされているため、2008～2010年度、2011～2012年度はそれぞれ異なる基準によって算出。

なお、2010年度末の( )は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値。

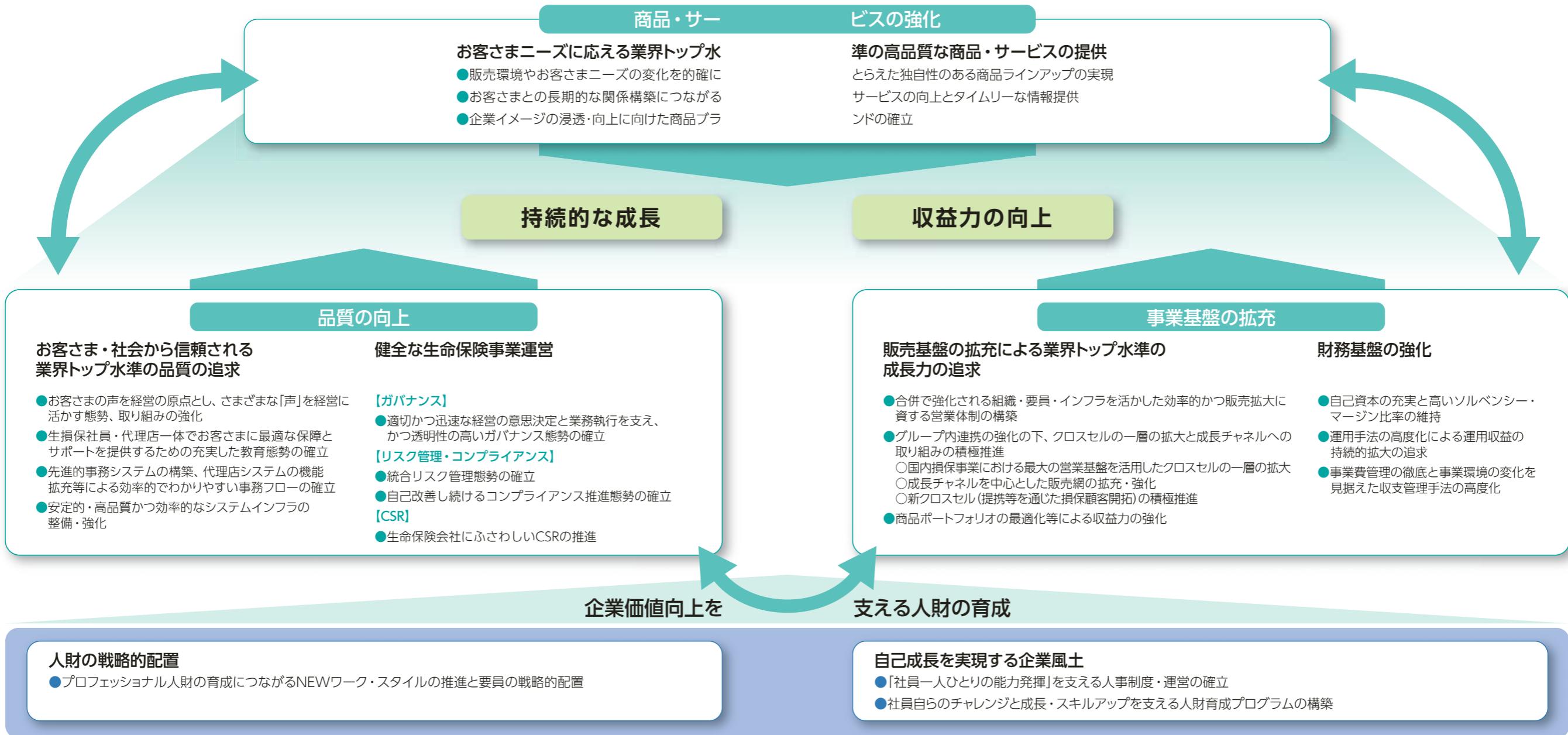
## 【目指す企業像】

- I. お客様に安心と満足をお届けし、お客様・社会から信頼される企業を目指します  
 II. グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します

- III. 損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します  
 IV. 社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

## 合併によるシナジー効果を最大限発揮し、

## 持続的な成長と収益力の向上を実現



## 三井住友海上あいおい生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランス グループの「行動指針」の具体的活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客様に安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、
- 社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

### お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

- ①一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。  
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ②お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。  
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。  
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。
- ③保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。
- ⑤お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

### 代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ①コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまらない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ②円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自主自立と共存共栄を目指します。

### 取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ①取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ②取引上の地位を利用して不公正な取引を求めるることは行いません。
- ③取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

### 社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ①透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築

公平、公正な人事を行います。

社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

- ②自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。  
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。

- ③差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。

万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

### 地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ①それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。

相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。

- ②各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。

- ③学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

### 環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ①地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。

- ②省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。

- ③MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組を推進します。

### わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

### 【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。

人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。

情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

### 【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。  
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。

目標に日付を入れ、スピード一貫で行動します。  
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。

改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。

良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

### 【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、応対を行います。

簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。

会社方針を全員で理解し、情報を共有します。

マイナス情報は優先的に報告します。

チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

### 【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。

法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。

会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。

反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

### 【迷ったときの判断基準】

自分のるべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。

非倫理的ではないか。

十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。

全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。

家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

MS&ADインシュアランス グループの信頼・ブランドを損なわないか。

MS&ADインシュアランス グループの持続的な発展への障害とならないか。

## 情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

### ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要な情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

#### 1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っています。

#### 2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

#### 3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

## 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は個人保険分野は2012年4月から、団体保険分野は2012年10月から保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

### 三井住友海上あいおい生命 反社会的勢力に対する方針(2011年10月制定)

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。  
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以上

## 利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引の管理に努めています。

### 利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

#### 1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引  
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のよう類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

#### 2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

#### 3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

#### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランス グループの以下の金融機関です。

• 当社の親金融機関等<sup>(注)</sup>

MS&ADインシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

\*当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

以上

(注)当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

## コーポレートガバナンス体制

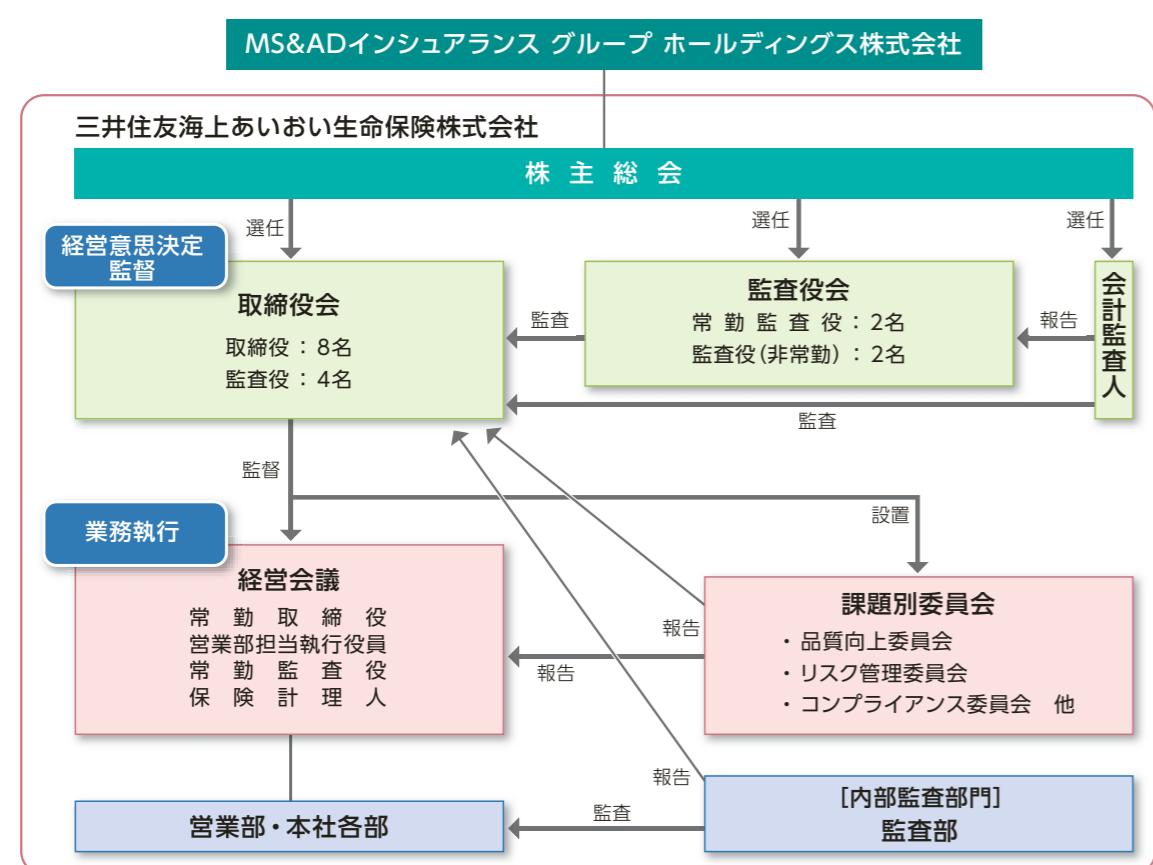
当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

### 経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレートガバナンス体制図】

2013年4月1日現在



## 内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

### 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入する。

### 2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」の周知徹底を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るために、内部通報制度を別途設ける。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合リスク管理の推進・徹底を図るためにリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理統括部門は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを定期的に確認する。なお、危機発生時においては、損失の最小化に向けて適切に対応する。

### 4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。また、情報開示統制の有効性の評価結果(金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。)を検証する。

### 5. 内部監査の実効性を確保するための体制

「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象

として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針および内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果および改善状況などを定期的に取締役会に報告する。

### 6. 取締役の職務の執行に係る文書の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書を適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

### 7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役会事務局を設け担当する職員を置く。監査役会事務局の組織変更、当該職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたって監査役会の同意を得るほか、当該職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。職員は、経営上重大な事象について監査役に直接内部通報できるものとする。
- (3) 監査役が、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役等は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

### 8. 当社および親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)と締結するグループ経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守するとともに、重要事項について、持株会社の承認を受ける、または持株会社への報告を行う。
- (2) 当社の役員は、持株会社のグループ経営会議において、当社の経営上の重要事項について持株会社の役員と協議し、意思決定の方向性を定める。

以上

## コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。当社では、当社全体のコンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5カ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

### コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。

主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

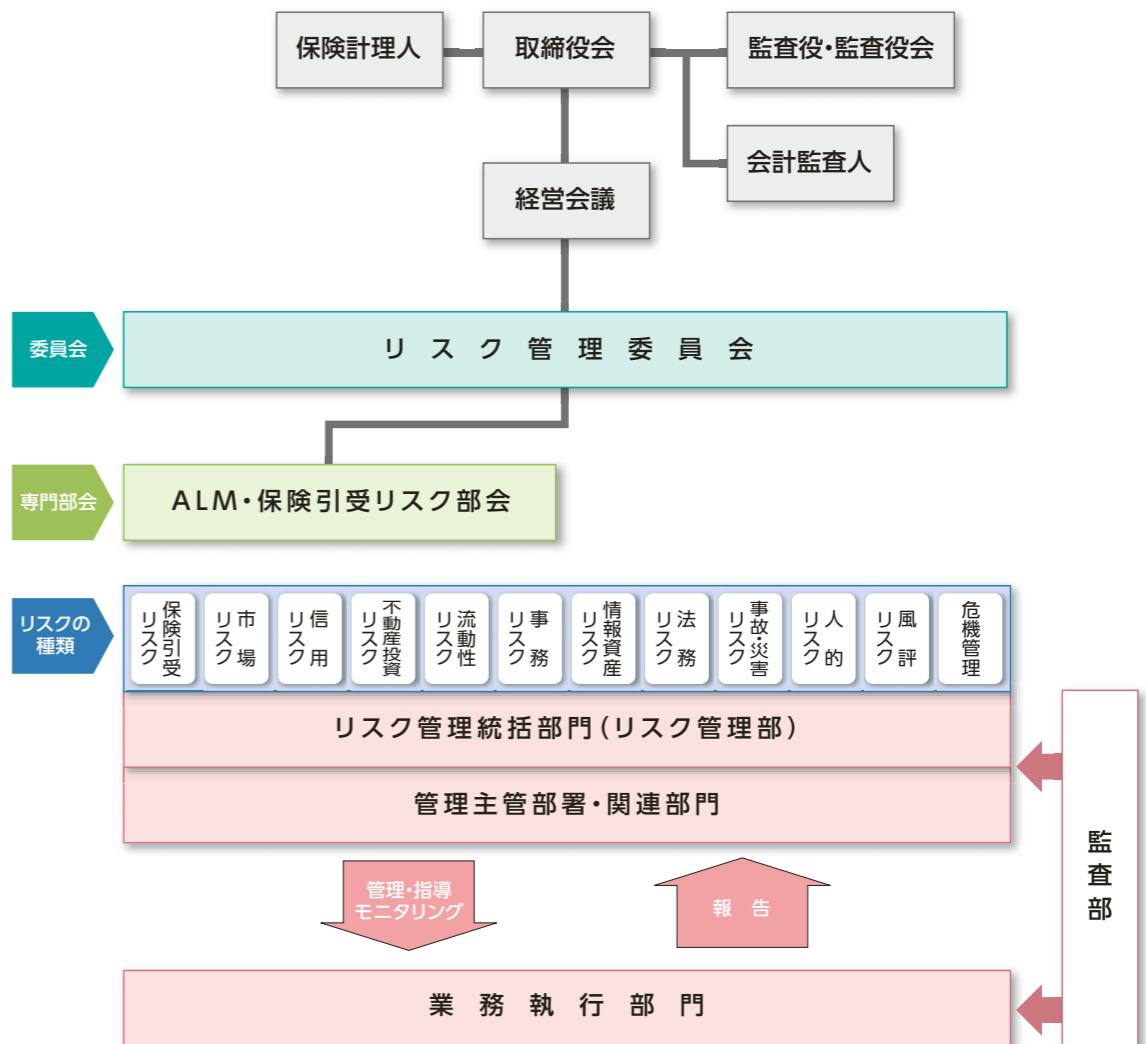
- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 本人確認、疑わしい取引、反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報漏洩に係る事項

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

## リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



## ◆リスクの内容

●保険引受リスク	保険料設定時に予測できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定期利率等)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故・灾害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク
●人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク
●風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク

## &lt;ストレス・テストの実施について&gt;

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定期利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的に実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

## リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じて管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

## (1)取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

## (3)役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

## &lt;取締役および執行役員&gt;

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

## &lt;執行役員&gt;

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

## &lt;本社部長&gt;

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

## &lt;本社部長以外の部長&gt;

本社部長の指示および諸規程、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

## &lt;社員&gt;

諸規程、マニュアル等および部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

## (2)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスクおよびリスク管理の状況のモニタリング
- 統合リスク管理にかかる重要事項
- 収益管理にかかる重要事項
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

## &lt;ALM・保険引受リスク部会&gt;

資産・負債の総合管理(ALM)や保険引受リスクに関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

## &lt;再保険に関するリスク管理体制について&gt;

## ○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

## ○再保険力バーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

## 監査体制

### 社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

#### 〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

#### 〈社外の監査〉

- 監査法人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査  
(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)  
なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

### 内部監査態勢

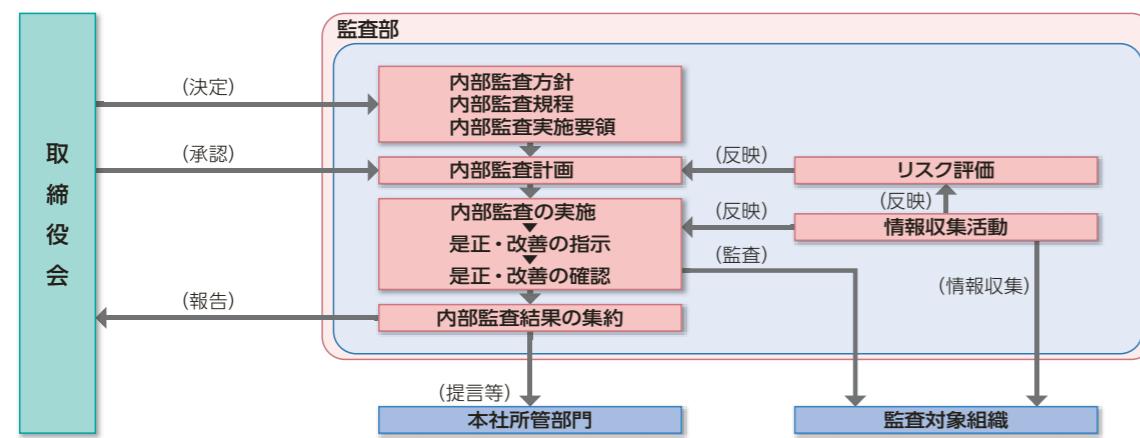
#### 〈目的と要員態勢〉

当社では、取締役会が決定した「内部監査方針」によって内部監査態勢の整備について定め、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。  
監査部には、2013年4月1日現在で20名の要員が配置されています。営業・管理・運用・システム・保険金等各部門の業務経験を有する要員を配置し、内部監査の品質を高めるための態勢を強化しています。

#### 〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

### 【内部監査の全体像】



## 個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。(以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。)

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関する個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

### 「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性を鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従つて、適切な措置を講じてまいります。

また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。なお、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

#### 1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・告知書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- 1) 保険契約の審査・引受け・履行・管理
- 2) 再保険契約の締結および再保険金の請求
- 3) 当社のほかMS&ADインシュアランス グループ傘下の各社(以下、これらの会社を「グループ会社」といいます。)の商品サービスの案内・提供
- 4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供
- 5) 市場調査および保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- 6) 生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理
- 7) その他保険に付随・関連する業務、またはお客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

#### 3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で業務委託先等に提供する場合
- (3) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合
- (4) グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合

#### 4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いを外部に委託することができます。

#### 5. グループ内の共同利用

- (1) MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行なうため、持株会社とグループ会社との間で個人データを共同利用することができます。

- (2) MS&ADインシュアランス グループでは、グループ会社が取り扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することができます。
- (3) MS&ADインシュアランス グループでは、代理店の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを、MS&ADインシュアランス グループの国内保険会社間で共同利用することができます。

#### 6. 情報交換制度等について

- (1) 当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、社団法人生命保険協会・生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データを共同利用します。
- (2) 当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、社団法人生命保険協会・生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

#### 7. 機微(センシティブ)情報および個人信用情報の取扱いについて

当社は、機微(センシティブ)情報および個人信用情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

#### 8. 開示、訂正等のご請求

ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えしています。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。  
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

#### 9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または破損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

#### 10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

#### [お問い合わせ先]

三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
お客様サービスセンター  
電話番号: 0120-324-386  
受付時間: 月~金 9:00 ~ 18:00 土 9:00 ~ 17:00  
(日・祝日・年末年始を除く。)

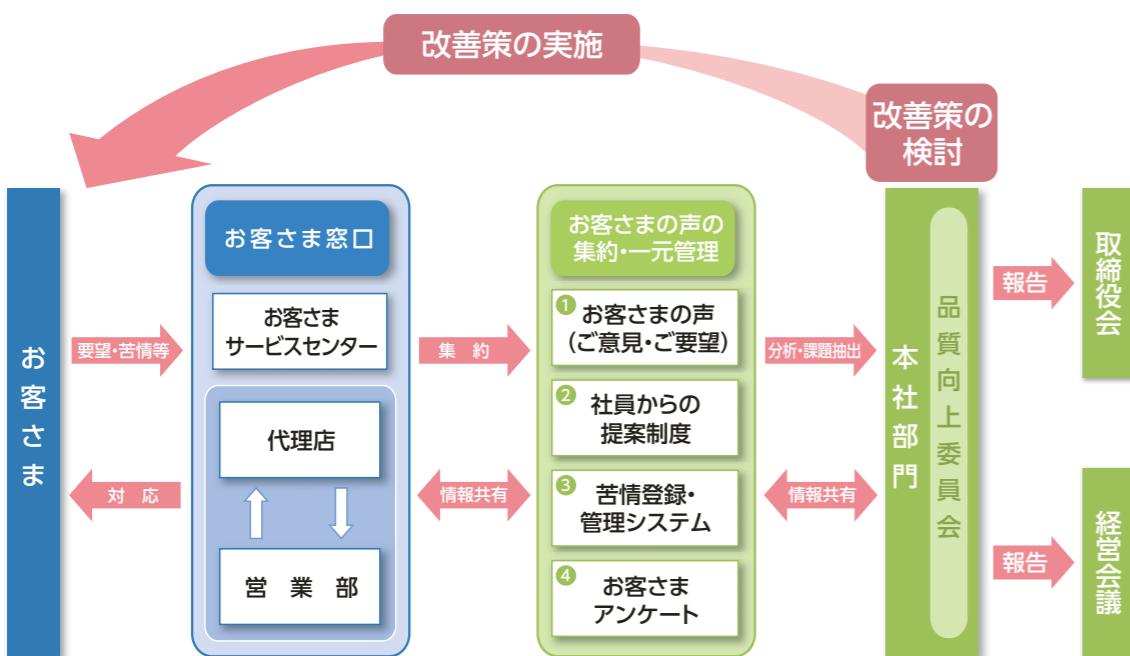
## お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

## お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケートなどを通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取り組みを進めています。



### (1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。

お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

### (2) 社員からの提案制度による改善取り組み

当社社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社員提案制度を構築しています。同制度は、当社社員が持つアイデアやお客さまや

代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2012年度 提案数:175件うち、105件について改善済または改善予定。

### (3) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満足の表明」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内インターネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・

丁寧に対応する仕組みを整えています。また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2012年度 苦情件数:10,641件  
苦情件数の内訳は、P.95をご参照ください。

### (4) お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。

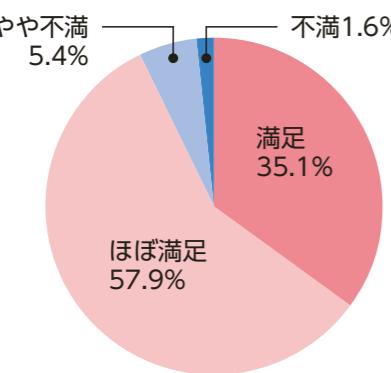
アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

## 【お客さまアンケートの主な内容】

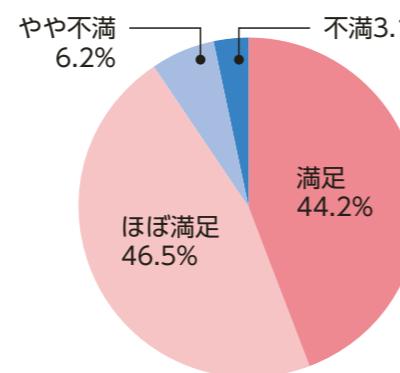
	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	ご契約内容を定期的にご確認いただくために、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」に同封	商品・サービスや代理店・取扱社員の対応・サービス等ご契約全般の満足度について	約2.6万通 送付数約147万通 2012年10月～3ヵ月間実施
ご加入手続きのアンケート	ご加入時にお届けする「保険証券」に同封	申込書・パンフレット・保険証券等の分かりやすさに対するご意見や、手続き全般の満足度について	4,629通 送付数78,109通 2012年11月～3ヵ月間実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りする書類に同封	コミュニケーションの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き完了までの期間・手続き全般の満足度について	3,968通 送付数7,491通 2012年8月～1ヵ月間実施
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」に同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	2,673通 送付数10,000通 2012年12月～3ヵ月間実施

## 【ご契約者へのアンケート結果 抽粹】

当社の商品・サービスへの満足度



代理店・取扱社員の対応・サービスに対する満足度



## お客さまの声を活かした改善例

※新商品の開発については、P.48「商品トピックス」をご参照ください。

## お客さまの声

## 改善例

契約の際に、キャッシュレスで保障が開始するようにしてほしいです。

初回保険料後払制度を導入し、一時払商品を除く全契約について、キャッシュレスでの手続きを実現することで、「保険契約の申込時」または「告知の時」のいずれか遅い時点から責任開始することとしました。  
(詳細はP.49「初回保険料後払制度の開始」をご参照ください。)

(2013年4月実施)

契約の際に、告知を忘れた項目があります。

お客さまにとって少ない負担で正確に告知いただけよう、告知書の改定を行いました。  
レイアウトの工夫やユニバーサルデザイン<sup>(\*)</sup>の採用などの改善を行い、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(以下、UCDA)よりUCDA認証「伝わるデザイン」を取得しました。  
(詳細はP.53「(2)生命保険告知書の取り組み」をご参照ください。)

(2013年4月実施)

(※)

「ユニバーサルデザイン」とは、「できるだけ多くの人が利用可能のこと」を目的としたデザインです。一般の方はもちろん、ご高齢の方や障がいの方、外国人の方など皆が生活するうえで「見やすい」と思えるよう、フォント(書体)やカラー(色)などに取り入れられています。最近では高速道路の標識をはじめ、公共機関の案内板にも採用されることが増えてきています。

## お客さまの声

**給付金の請求をしたいのですが、手続き方法がわからなくなってしまい、書類の提出が遅くなりました。**

## 改善例

保険金・給付金のお申し出をいただいたお客さまから、一定期間、書類の返送がない場合、当社から電話でご連絡することで、お手続きに関する疑問点などにお答えし、迅速にお支払いできるようにしました。

(2012年10月実施)

## 携帯電話で保険料のクレジットカード支払手続きができるのに、スマートフォンではできないのは不便と感じます。

従来の携帯電話を使用した手続きのほか、スマートフォンやタブレット端末でのクレジットカード支払手続きが可能になりました。

(2012年4月実施)

## 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。旧三井住友海上きらめき生命では、2007年7月より、同規格に関する適合宣言を行っていましたが、2011年10月、旧あいおい生命との合併後、三井住友海上あいおい生命として、苦情対応態勢の整備を進め、今般「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。

今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまの声を業務改善に活かし、「お客さま満足度の向上」のための取り組みを推進していきます。

## 「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することできる規格です。

## 社員一人ひとりの「品質向上」取り組み

当社では、お客さまに満足いただける品質、お客さまから求められる品質を実現するため、社員一人ひとりがお客さまの視点に立って業務の改善に取り組んでいます。

すべての職場で、「品質向上」に関わるその職場での課題と解決策を話し合い、改善に向けたPDCAサイクルを実践しています。

職場で解決できない課題は、社員提案制度「お客さま品質No.1投稿BOX」を通じて所管部門に提案し、所管部門は改善に向けて検討を行っています。

また年に一度、各職場での取り組みについて「ノウハウ・情報交換会」を開催し、社員の「品質」に対する意識向上と好取り組み事例についての全社レベルでの共有を図っています。

これらの取り組みは、社員の働きがいや会社の生産性向上を目指す「NEWワーク・スタイル」や「シナジー推進」取り組みと一体で運営を行っています。

※「NEWワーク・スタイル」については、P.47「NEWワーク・スタイルについて」をご参照ください。

## お客さまの声対応方針

## 基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランス グループの経営理念およびMS&ADインシュアランス グループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取り組みを推進していきます。

## 〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

## 〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられた全ての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。

このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。

また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

## 行動指針

### 〈基本姿勢〉

- 全役員は、お客さまから寄せられた全てのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

### 〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情(含む紛争)対応に関する取り組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

### 〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

### 〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取り組みを進めます。

### 〈周知徹底〉

- 全役員に対して、迅速・適切・真摯な苦情対応を可能とする教育・指導を行います。

### 〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会・苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

### 〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情等の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

### 〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取り組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見提出します。

### 〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者により、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

### 〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役員に周知徹底とともに、一般に開示します。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
取締役社長 佐々木 静

(2011年10月1日制定)

## 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

～生命保険相談所のご案内～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対し的確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。

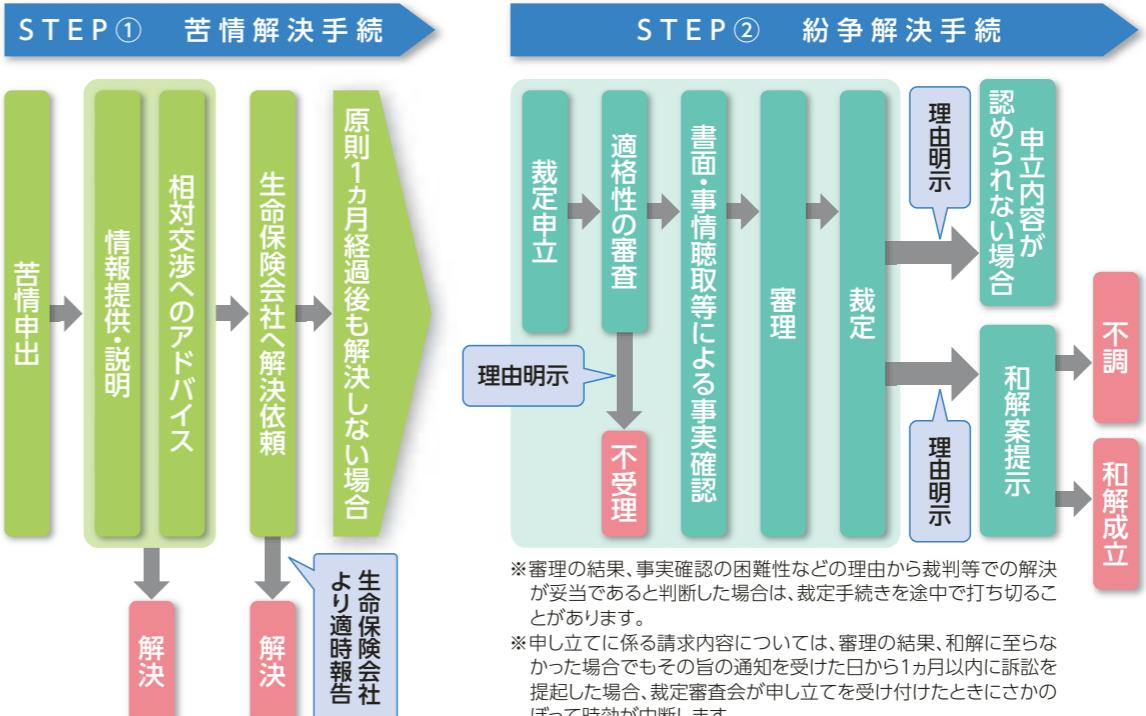
- 「社団法人 生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。

(1)生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

(2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

### 【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



※審理の結果、事実確認の困難性などの理由から裁判等での解決が妥当であると判断した場合は、裁判手続きを途中で打ち切ることがあります。

※申し立てに係る請求内容については、審理の結果、和解に至らなかった場合でもその旨の通知を受けた日から1ヵ月以内に訴訟を提起した場合、裁定審査会が申し立てを受け付けたときにさかのぼって時効が中断します。

ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

### 生命保険相談所

TEL:03-3286-2648

受付時間:9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス: <http://www.seijo.or.jp/contact/index.html>

## 当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

### 勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

#### お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

#### 適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めています。

## 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要是、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもありますため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定<sup>(※1)</sup>に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約<sup>(※2)</sup>を除き、責任準備金等<sup>(※3)</sup>の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するため、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

<sup>※1</sup> 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することになります)。

<sup>※2</sup> 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率<sup>(注1)</sup>を超えていた契約を指します<sup>(注2)</sup>。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

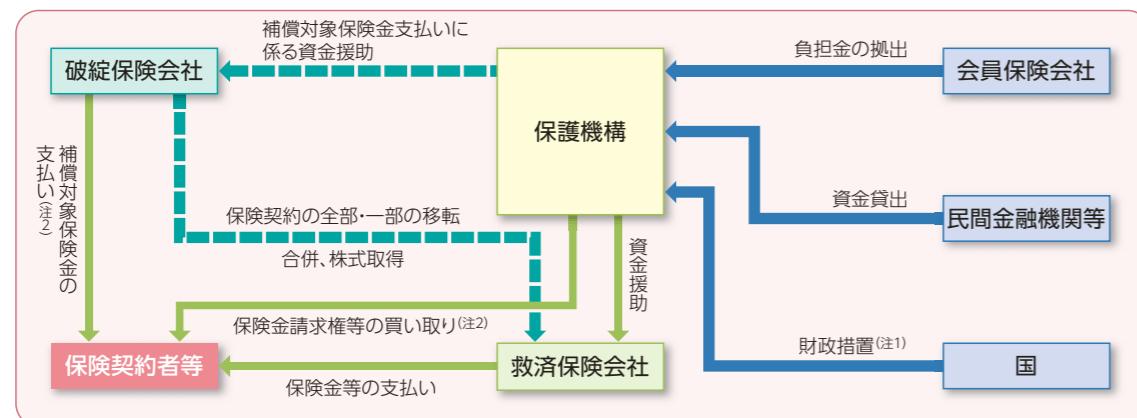
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

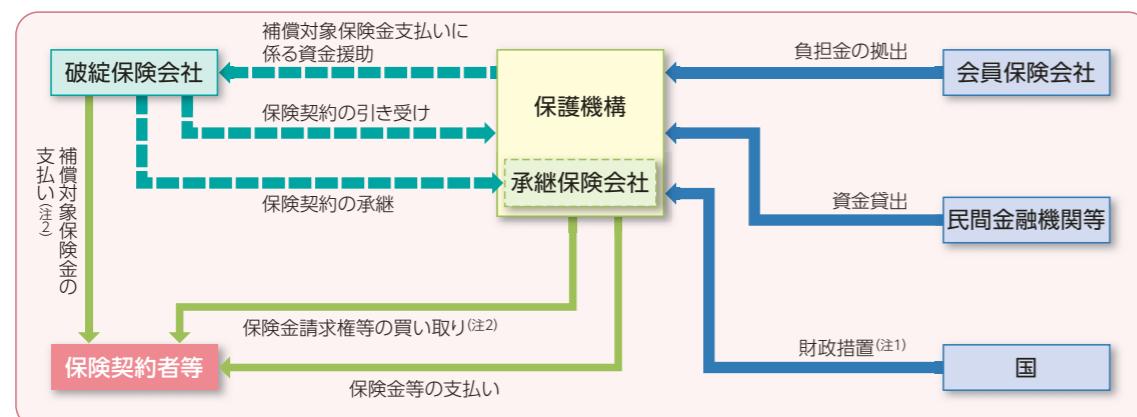
<sup>※3</sup> 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

## 生命保険契約者保護機構の仕組み(概略図)

### ・救済保険会社が現れた場合



### ・救済保険会社が現れない場合



(注1)上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。  
(高予定期率契約については、前頁※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

### 生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

## NEWワーク・スタイルについて

### NEWワーク・スタイルとは

各組織のあるべき姿とそれに向けた課題をメンバー全員が共有し、その解決に向けて、業務の効率化、業務のレベルアップ、業務領域の拡大、スキルアップに全員で取り組み、社員一人ひとりの「働きがい」や「組織の生産性」を高め、「目指す企業像」を実現する取り組みです。

#### 〈働きがいの向上〉

- ・働きがいのある仕事、自分の強みを最大限に発揮できる仕事をすることが、生きがいにつながっていくものと考え、社員全員がこのような働き方を目指することで、活気に満ちた会社にしていく。

#### 〈組織の生産性の向上〉

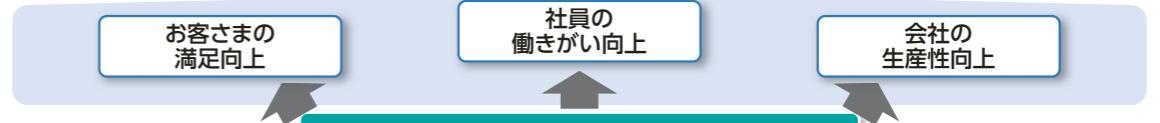
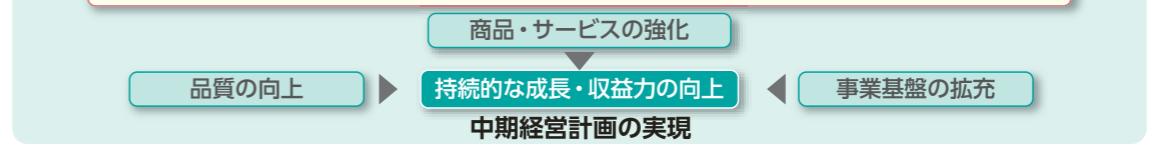
- ・MS&ADインシュアランス グループの真の中核企業、社会に知名度と存在感のある企業、社外から賞賛される企業、当社に関わる誰もが誇りを感じることのできる企業となるために、社員一人ひとりがプロフェッショナルになり、仕事の質と生産性を高めることで、抜群の競争力と先進性を持つ企業を目指す。

### NEWワーク・スタイルの推進

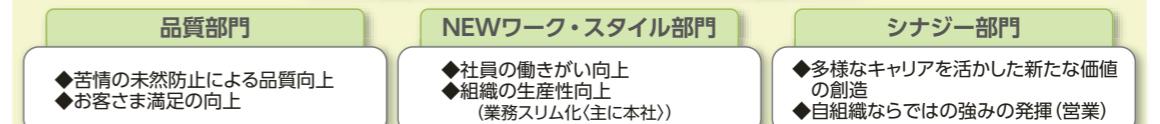
2011年度から2013年度の中期経営計画は合併によるシナジー効果を最大限発揮し、商品・サービスの強化、品質の向上、事業基盤の拡充によって、持続的な成長と収益力の向上を実現することとしています。これら企業価値向上は人財の育成によって支えられるものと考え、プロフェッショナル人財の育成につながるNEWワーク・スタイルを全社で推進していきます。なお、2013年度からは、お客さま満足の向上を目指す「品質向上取り組み」や自組織ならではの強みを発揮する「シナジー推進取り組み」と一体で推進し、名称も「ステージアップ・プログラム」に統一しました。

#### 目指す企業像

- I. お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
- II. グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
- III. 損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
- IV. 社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します



#### ステージアップ・プログラム



#### (活動の基本姿勢)「MSAスタイル」の定着

M…自ら考え方行動 S…シナジー効果を発揮 A…明るく元気にチャレンジ